

改 正 案

現 行 告 示

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）

第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分（以下「プレストレストコンクリート造の建築物等」という。）の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第二十に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第二十一にそれぞれ指定し、並びに同令第八十一条第三項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十四及び第十八に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十四、第十五及び第十六第一号並びに第十八に適合する場合には、当該構造計算は、同条第二項第二号に規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十四、第十五及び第十六第二号並びに第十八に適合する場合は、又は第十四、第十五及び第十七並びに第十八に適合する場合には、当該構造計算は、同条第二項第一号に規定

プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の構造計算が次の第十四から第十九までに適合する場合には、当該構造計算は、令第三章第八節第一款の二、第三款及び第四款に規定する構造計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとする。

する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十九に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

(削る。)

第一 (略)

第二 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一 緊張材の端部は、定着装置によつて固定し、緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。

イ 緊張材をコンクリート又はグラウトとの付着によつて定着する場合

ロ (略)

ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であることが確かめられた場合

二 緊張材の接合は、接合具によつて行い、当該緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。

三 (略)

第三 グラウト

第一 緊張材の品質

緊張材は、日本工業規格(以下「JIS」という。)(G三五三六一一九八八(PC鋼線及びPC鋼より線)もしくはJIS G三二〇九一九八八(PC鋼棒)に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第二 (略)

第三 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一 緊張材の端部は、定着装置によつて固定し、緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。ただし、次のイからハまでの一に該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。

イ 緊張材の一端をコンクリート又はグラウトとの付着によつて定着する場合

ロ (略)

ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であると認められるとき

二 緊張材の接合は、接合具によつて行い、当該緊張材の引張り力を有効に保持しなければならない。

三 (略)

第四 緊張材の防錆及びグラウト

一 ポストテンション法による場合にあつては、次のいずれかに該当する場合を除き、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトで充填されなければならない。この場合において、当該グラウトは、緊張材の防錆に有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下のないものとしなければならない。

イ 耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込む場合

ロ 柱、はり又は耐力壁にあらかじめ有効な防錆材で被覆された付着のない緊張材を配置する場合（付着が良好な鉄筋又は緊張材との併用その他当該緊張材が破断した場合に柱、はり又は耐力壁の崩壊を防止するための有効な措置が講じられ、かつ、第十九に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合に限る。）

二

第四 コンクリートの強度

一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千二百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあつては「平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあつては「平方ミリメートルにつき三十二ニュートン（プレストレスト鉄筋コンクリート造（緊張材及び鉄筋を併用したプレストレストコンクリート造をいう。）にあつては「平方ミリメートルにつき二十一ニュートン）」以上としなければならない。

ポストテンション法による場合にあつては、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材の防錆に有効であり、かつ、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトを注入しなければならない。ただし、耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込むときにあつては、この限りでない。

第五 コンクリートの強度

一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千二百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあつては「平方センチメートルにつき三百五十キログラム以上、ポストテンション法によるときにあつては「平方センチメートルにつき三百キログラム（構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられたときにあつては、二百十キログラム）」以上としなければならない。

二・三 (略)

第五 (略)

第六 プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次の各号に規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第二一号に掲げる強度試験によるものとする。

一 (略)

二 プレテンション法にあつては一平方ミリメートルにつき三十二ニュートン、ポストテンション法にあつては一平方ミリメートルにつき二十二ニュートン

第七 (略)

第八 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 主筋は、四本以上とすること。

二 主筋は、帯筋と緊結すること。

三 (略)

四 帯筋比(柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の和の割合として昭和五十六年建設省告示第千六百号に定める方法により算出した数値をいう。)は、〇・二パーセント以上とすること。

五 (略)

六 (略)

七 (略)

二・三 (略)

第六 (略)

第七 プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次のイ及びロに規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第二一号に掲げるJISによる強度試験によるものとする。

イ (略)

ロ プレテンション法にあつては一平方センチメートルにつき二百キログラム、ポストテンション法にあつては一平方センチメートルにつき二百キログラム

第八 (略)

第九 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

ロ (略)

ハ 帯筋比は〇・二パーセント以上とすること。

ニ (略)

ホ (略)

ヘ (略)

第九 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十四第二号ニ及び第三号に定める構造計算によつて振動又は変形による使用上の支障が起こらないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

一 厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において二十センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下で、かつ床版の厚さの三倍以下とすること。

2) 前項の床版のうちプレキャストプレストレスコンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一 周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

二 二以上の部材を組み合わせるものにあつては、これらの部材相互を緊結するものとする。

第十 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋はりとして、これにあばら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならぬ。

第十一 耐力壁

耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

第十 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版の構造については、令第七十七条の二の規定を準用する。

第十一 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋はりとして、これにあばら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならぬ。ただし、プレキャストプレストレスコンクリートで造られたはりで、二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第十二 耐力壁

耐力壁の構造については、令第七十八条の二の規定を準用する。

一 厚さは、十二センチメートル以上とすること。

二 開口部周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置すること。

三 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める間隔により径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に配置すること。

イ 地階を除く階数が一の建築物 三十五センチメートル（複配筋として配置する場合においては、五十センチメートル）以下の間隔

ロ イ以外の建築物 三十センチメートル（複配筋として配置する場合においては、四十五センチメートル）以下の間隔

四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができずるものとする。

2 壁式構造の耐力壁については、令第七十八条の二第二項の規定を準用する。

第十二 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならぬ。ただし、次のいずれかに定める基準に適合する場合にあつては、この限りでない。

イ 交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合で当該かぶり厚さを二センチメートル以上とした場合

ロ プレキャストコンクリートで造られた部材に緊張材を配置する構造で次に掲げる基準に適合している場合。ただし、(1)から(3)の規定は、当該基

第十三 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならぬ。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメートル以上とすることができる。

準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられた場合は、この限りでない。

(1) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートの設計基準強度が、プレテンション法によるときにあつては一平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあつては一平方ミリメートルにつき三十二ニュートン以上であること。

(2) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートに使用するセメントの品質をJIS R五二一〇（ポルトランドセメント）一〇〇三に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。

(3) 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。

(4) 緊張材に対するかぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

(i) 耐力壁以外の壁又は床にあつては、二・五センチメートル以上であること。

(ii) 緊張材に対するコンクリートの付着割裂について次に定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては五センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上とすることができる。

(一) 第十四第二号及び第十六第二号又は第十七第一号から第三号に定める構造計算

(二) 第十九に定める構造計算

(三) 法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構

造方法

ハ 平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を準用してコンクリート以外の材料を用いて緊張材に対するかぶり厚さを確保した場合。この場合において、第五号中「令第七十九条第一項（令第三百二十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）又は令第七十九条の第三第一項（令第三百二十九条から令第四百一条までの規定において準用する場合を含む。）」とあるのは「平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項第一号本文」と読み替えるものとする。

二 (略)

第十三 圧着接合

二 以上のプレキャストコンクリート部材をプレストレスによって圧着接合し、かつ、当該圧着接合した部分の性能が圧着接合する以前の部材と同等以上の性能を有する一体の柱、はり若しくは耐力壁とした場合にあつては、柱にあつては第八の第一号、第二号、第六号及び第七号の規定を、はりにあつては第十の規定（複筋ばりの部分に限る。）を、耐力壁にあつては第十一第一項第三号、第四号の規定をそれぞれ適用しない。

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、次に定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた長期に生ずる力によつて部材の断面に生ずる長期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

二 (略)

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、次のイからハまでに定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期の応力とプレストレスによる応力とを組み合わせた長期の応力によつて部材の断面に生ずる長期の応力度が、第十八の規定による長期の応力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
	1.2G+2P	1.2G+2P+0.7S
常時	1.7(G+P)	1.7(G+P)+0.7S
	G+P+1.4S	G+P+1.4S
積雪時	G+P+1.6W	G+P+1.6W
	G+P+1.6W	G+P+0.35S+1.6W
暴風時	G+P+1.5K	G+P+0.35S+1.5K
地震時		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を表すものとする。

ニ 建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを平成十二年建設省告示第千四百五十九号第二に定める構造計算によって確かめること。この場合において、同告示第二二号に規定する変形増大係数は次表に掲げるものを用いるものとし、固定荷重及び積載荷重からプレストレスによる吊り上げ荷重分を引いて計算するものとする。

建築物の部分	条件式	変形増大係数
--------	-----	--------

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
	1.2G+2P	1.2G+2(P+S)
常時	1.7(G+P)	1.7(G+P+S)
	G+P+1.5S	G+P+1.5S
積雪時	G+P+1.5W	G+P+1.5W
	G+P+1.5W	G+P+S+1.5W
暴風時	G+P+1.5K	G+P+S+1.5K
地震時		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる応力を表すものとする。

はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{18-8\sqrt{1-\lambda}}$	$8-4\lambda^2$
床版 (片持ち以外の場合)	$\frac{l}{l_x} > \frac{1}{40-10\sqrt{1-\lambda}}$	$16-8\lambda^2$
床版 (片持ちの場合)	$\frac{l}{l_x} > \frac{1}{15-5\sqrt{1-\lambda}}$	

この表において、D、l、t、lx及びλは、それぞれ以下の数値を表すものとする。

D) はりのせい (単位 ミリメートル)

l) はりの有効長さ (単位 ミリメートル)

t) 床版の厚さ (単位 ミリメートル)

lx) 床版の短辺方向の有効長さ (単位 ミリメートル)

λ) 部材の曲げ強度に及ぼすP C鋼材の寄与率として次式により計算した数値

$$\lambda = \frac{M_p}{M_p + M_r}$$

この式において、Mp及びMrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Mp) 令第三章第八節第四款に定める材料強度に基づく緊張材による曲げ強度

Mr) 令第三章第八節第四款に定める材料強度に基づく鉄筋による曲げ強度

三 プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号から第四号に定める構造計算を行わなければならない。

三 プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号及び第三号に定める構造計算を行わなければならない。

(削る。)

第十五 層間変形角

次の各号に掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするに当たっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

一 プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第〇〇号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\Sigma 2.5A_w + \Sigma 0.7Ac \geq ZWA_i \beta$$

この式において、 A_c 、 Z 、 W 、 A_i 及び β は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平

四 必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起これないことを確かめなければならない。

第十五 層間変形角

次のイ及びロに掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするに当たっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) (略)

(2) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「7」とあるのは「10」とする。

$$\Sigma 2.5A_w + \Sigma 7Ac \geq ZWA_i$$

この式において、 A_c 、 Z 、 W 及び A_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平

断面積(単位 平方ミリメートル)

Ac 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁

以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方ミリメートル)

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。)(単位 ニュートン)

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAiの数値

Bi コンクリートの設計基準強度による低減係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては、 $\cdot O$ 、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては十八を使用するコンクリートの設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)で除した数値の平方根の数値(当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値)

ロ プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、次のイ及びロに該当するもの

イ 平成十九年国土交通省告示第〇〇号第三号イからニまでに該当するもの

ロ プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コン

断面積(単位 平方センチメートル)

Ac 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁

以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方センチメートル)

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。)(単位 キログラム)

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAiの数値

ロ プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第六号イからニまでに該当するもの

(2) プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コ

クリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの
第十六 剛性率、偏心率等

一 第十五各号に掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならぬ。

イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の六第二号イ及びロに定める構造計算を行うこと。

ロ 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、「プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」と読み替えるものとする。ただし、実験によって耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合又はプレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七第一号から第三号に定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に

ンクリート造の構造部分を有する階がイ(2)に適合するもの
第十六 剛性率、偏心率等

一 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならぬ。

イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び第二号に定める構造計算を行うこと。

ロ 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、「プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。ただし、実験によって耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合又はプレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イからハまでに定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に

掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合		令第八十六条第二項ただし書の規定によって 特定行政庁が指定する多雪区域における場合
$G+P+1.5F_{esK}$	$G+P+0.35S+1.5F_{esK}$	

この表において、 G 、 P 、 K 及び S はそれぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を、 F_{es} は令第八十二条の三第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合にあつては、一・〇）を表すものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七 保有水平耐力

第十五各号に掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の三第二号の規定によつて計算すること。
- 三 第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が、前号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

第十八 屋根ふき材等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に定める構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全であること（ NG_{11} と NG_{12} を確かめること）を確かめること。

（削る。）

掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合		令第八十六条第二項ただし書の規定によって 特定行政庁が指定する多雪区域における場合
$G+P+1.5F_{esK}$	$G+P+S+1.5F_{esK}$	

この表において、 G 、 P 、 K 及び S はそれぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる応力を、 F_{es} は令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向応力を計算する場合にあつては、一・〇）を表すものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七 保有水平耐力

第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイからハに定めるところによらなければならない。

- イ 第十九に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。
- ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第二号の規定によつて計算すること。
- ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

第十八 許容応力度

(削る。)

第十九 限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

- 一 地震時を除き、第十四(地震に係る部分及び第二号を除く。)に定めるところによるとともに、令第八十二条第二号の表(地震に係る部分を除く。)(に掲げる短期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた短期に生ずる力によって部材の断面に生ずる短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を第十四第二号ハの表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。
- 三 地震による加速度によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び

一 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。
(表 略)

二 緊張材以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一方センチメートルにつき五百四十キログラム(プレキャストコンクリートにあつては、六百三十キログラム)を上限とする。

第十九 材料強度

- 一 緊張材の材料強度は、第十八第一号に規定する降伏点応力度の数値によらなければならない。
- 二 緊張材以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方センチメートルにつき五百四十キログラム(プレキャストコンクリートにあつては、六百三十キログラム)を上限とする。

各階に生ずる層間変位を次に定めるところによって計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造上耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百分の一）を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによって計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第六号において「損傷限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第三に定める方法によって計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じた令第八十二条の五第三号ハの表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

ニ 各階が、ハによって計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。

四 令第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によって計算し、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五 地震による加速度によって建築物の各階に作用する地震力を次に定めると

ころによって計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第六に定める方法によって計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによって計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第七に定める方法によって計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じた令第八十二条の五第五号ハの表に掲げる式（ B_{pi} は、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第八に定める方法によって算出したものとする。この場合において、部材の構造形式に応じた減衰特性を表す係数は、次式によるものとする。）によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$$\gamma_i = 0.06 + 0.19\sqrt{1 - \lambda}$$

この式において、 λ は第十四第二号の表に規定する λ の数値を表すものとする。

六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によって計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によって計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一に定める構造計算に
より風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であるこ

とを確かめること。

第二十 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一、第三から第七まで及び第十二に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第二十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十四、第十五及び第十六第二号並びに第十八に定める構造計算を行った場合又は第十四、第十五及び第十七並びに第十八に定める構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、次に定める技術的基準を指定する。

一 第八、第九第二項及び第十（プレキャストプレストレストコンクリートで造られたはりで、二以上の部材を組み合わせるものの接合部に限る。）並びに第十一第三号

二 前号に規定するほか、柱及びはりについて当該柱及びはりをも剛接合した場合にあつては、次のイからハまでに定める技術的基準

イ 柱 第八第一号、第二号、第六号及び第七号

ロ はり 第十（複筋ばりの部分に限る。）

ハ 耐力壁 第十一第一項第三号及び第四号

改正案

現行告示

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算を第六のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることのできる構造計算を第六のように定める。

第一 (略)

第一 (略)

第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は次の各号(法第二十条第二号及び第三号に掲げる建築物にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。

第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は次の各号(法第二十条第二号に掲げる建築物にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。

一 (略)

一 (略)

二 令第三十六条第二項第三号に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久性等関係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によつて安全性が確認された構造方法

二 令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久性等関係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によつて安全性が確認された構造方法

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、法第二十条第一号の規定により国土交

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、令第八十一条の二の規定により建設大

通大臣の認定を受けた構造方法

2 (略)

第三・第四 (略)

第五 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、第四号、第五号並びに第七号から第九号(第六に規定する構造計算を行う場合にあつては、更に第三第二号並びに第四第一号ハ(3)及び第三号ハの規定を含むものとする。)に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第六 令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

2 (略)

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物である免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が 0.2 以下の数値となっている場合にあつては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一七 (略)

49 (略)

臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法

2 (略)

第三・第四 (略)

第五 第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち、耐久性等関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、第四号、第五号並びに第七号から第九号(第六に規定する構造計算を行う場合にあつては、更に第三第二号並びに第四第一号ハ(3)及び第三号ハの規定を含むものとする。)とする。

第六 令第八十一条第二項第二号に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

2 (略)

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第二号に掲げる建築物以外の免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が 0.2 以下の数値となっている場合にあつては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一七 (略)

49 (略)

改正案

現行告示

壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二に定め、同令第三十六條第一項の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算が、第八から第十二までに適合する場合には、当該構造計算は、同令第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二に定め、同令第三十六條第二項第二号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算が、次の第八から第十二までに適合する場合には、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一号第十一 (略)

第一号第十一 (略)

第十二 その他の計算

第十二 その他の計算

令第八十二条及び第八十二条の四に定める計算を行うこと。

令第八十二条及び第八十二条の五に定める計算を行うこと。

第十三 耐久性等関係規定の指定

第十三 耐久性等関係規定の指定

令第三十六條第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第二第一号及び第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

現行告示

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの(有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。))を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第五にそれぞれ指定する。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの(有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。))を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

第一 床版及び屋根版

第一 床版及び屋根版

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、当該建築物について、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。)又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限り。)

以下「許容応力度等計算等」という。) によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。

一 (略)

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1) 日本工業規格(以下「JIS」という。)(G三三五二(デッキプレート)―二〇〇三に適合する形状とすること。

(2) (5) (略)

(6) 単位幅は、二百五ミリメートル以下とすること。

(7) (略)

ニ・ホ (略)

三 鋼板に打込むコンクリートは、建築基準法施行令(以下「令」という。)

第七十二条及び令第七十四条から令第七十六条までの規定を準用するほか、次に定めるところによること。この場合において、令第七十二条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又は頭付きスタッド等(以下この号において「鉄筋等」という。)相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

イ・ハ (略)

第二 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

一 (略)

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1) 日本工業規格(以下「JIS」という。)(G三三五二(デッキプレート)―一九七九に適合する形状とすること。

(2) (5) (略)

(6) みぞピッチは、二百五ミリメートル以下とすること。

(7) (略)

ニ・ホ (略)

三 鋼板に打込むコンクリートは、令第七十二条及び令第七十四条から令第七十六条までの規定を準用するほか、次に定めるところによること。この場合において、令第七十二条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又は頭付きスタッド等(以下この号において「鉄筋等」という。)相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

イ・ハ (略)

第二 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 鋼板の端部において接合すること。

ロ・ハ (略)

二 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第二号ロ及び第三号(イ及びハ(1)を除く。)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができ、技術的基準として、第一第一号、第二号イ、ハ及びニ並びに第三号イ及びハ(1)並びに第二第一号イ及びハ(1)(令第六十八条第四項の規定の適用に係る部分に限る。)に定める技術的基準を指定する。

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

ロ・ハ (略)

二 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

第一第二号ロ及び第三号(イ及びハ(1)を除く。)並びに第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全に必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の
規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方
法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十
六条第一項の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造
部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九
に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イ
に掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外すること
ができる技術的基準を第十に、それぞれ指定する。

第一 適用の範囲等

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築
基準法施行令（以下「令」という。）第三章第六節に定めるところによるほか
、次に定めるところによる。

現行告示

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全に必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の
規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方
法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第三十六条第二
項第二号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部
分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に
指定する。

第一 適用の範囲等

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築
基準法施行令（以下「令」という。）第三章第六節に定めるところによるほか
、次に定めるところによる。ただし、第二号及び第三号の規定は、壁式鉄筋コ
ンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二
条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の
四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計
算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用
しない。

（傍線部分は改正部分）

一、四 (略)

第二 コンクリート及びモルタルの強度

一 (略)
(削る。)

二 (略)

第三・第四 (略)

第五 床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階の床版にあつては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力をもつた構造としなければならない。

第六 耐力壁

一 (略)

二 各階の張り間方向及びびけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値(以下「壁量」という。)は、次の表一(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二)に掲げる数値以上としなければならない。

一、四 (略)

第二 コンクリート及びモルタルの強度

一 (略)

二 前項の規定は、軽量骨材を使用する場合であつて、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。

三 (略)

第三・第四 (略)

第五 床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階の床版にあつては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力をもつた構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第六 耐力壁

一 (略)

二 各階の張り間方向及びびけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値(以下「壁量」という。)は、次の表一(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二)に掲げる数値以上としなければならない。ただし

(表一・表二 略)

三〇五 (略)

第七 壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。

一〇四 (略)

第八 (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

令第三十六條第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十 令第三十六條第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六條第二項第一号の規定に基づき、令第八十一條第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができ、技術的基準として、第一第二号及び第三号(令第八十二條の二に規定する層

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二條の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二條の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(表一・表二 略)

三〇五 (略)

第七 壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二條第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合については第一号の規定を、令第八十二條の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が、同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用しない。

一〇四 (略)

第八 (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、第二第一号（軽量骨材を使用する場合であつて、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）、第五、第六第二号（令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。）並びに第七第一号から第三号までに定める技術的基準を指定する。

改正案

現行告示

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)
又は木質プレハブ工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)
を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)
の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、同令第十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質断熱複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。)
及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。)
並びに第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)
又は木質プレハブ工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)
を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)
の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、同令第十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質断熱複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。)
及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。)
並びに第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。

耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認める。

第一 (略)

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
---------	----

第一 (略)

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
---------	----

第三 土台

二、四 (略)

(略)	(略)	(略)
(-)	<p>土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき</p>	<p>枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、同規格第六条に規定するMSR製材の規格、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格</p>

第三 土台

二、四 (略)

(略)	(略)	(略)
(-)	<p>土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき</p>	<p>枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格</p>

一 (略)

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ (略)

ロ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四 床版

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

一 (略)

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ (略)

ロ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）

〔第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつてこれと同等以上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するとき
は、この限りでない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「基礎及び土台」と読み替えて計算を行うものとする
〕

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四 床版

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)		(一)					緊結する方法			
端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ		床根太と土台又は頭つなぎ					くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	許容せん断耐力
地階を除く階数が三の建築物の一階		BN六五	BN七五	五	CNZ六	CN六五				
—	—	四本	—	—	—	—	二本	—	—	一箇所当たり千二百ニュートン
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一箇所当たり千二百ニュートン
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一箇所当たり千二百ニュートン

二六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)		(一)					緊結の方法			
端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ		床根太と土台又は頭つなぎ					くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	許容せん断耐力
地階を除く階数が三の建築物の一階		BN六五	BN七五	五	CNZ六	CN六五				
—	—	四本	—	—	—	—	二本	—	—	一箇所当たり千二百ニュートン
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一箇所当たり千二百ニュートン
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一箇所当たり千二百ニュートン

(三)		床版の型枠材と床材		床材の外周部分		その他の階	
その他	部分	○	○	○	○	五	五
CN七五 CNZ七	BN七五	CN五〇 CNZ五	CN五〇 CNZ五	BN五〇	BN五〇	—	—
五十センチメートル以下	三十六センチメートル以下	十五センチメートル以下	十センチメートル以下	二十センチメートル以下	十五センチメートル以下	—	—
一箇所当たり千二百ニュートン	一箇所当たり千二百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	—	—

この表において、くぎの種類を掲げる記号は、JIS A五五〇八(くぎ) — 二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第五号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版

(三)		床版の型枠材と床材		床材の外周部分		その他の階	
その他	部分	○	○	○	○	五	五
CN七五	BN七五	CN五〇	CN五〇	BN五〇	BN五〇	—	—
五十センチメートル以下	三十六センチメートル以下	十五センチメートル以下	十センチメートル以下	二十センチメートル以下	十五センチメートル以下	—	—
一箇所当たり千二百ニュートン	一箇所当たり千二百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	一箇所当たり二千八百ニュートン	—	—

この表において、くぎの種類を掲げる記号は、JIS A五五〇八(くぎ) — 一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版

「と読み替えて計算を行うものとする。

イ 一階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 床ばり又はトラスを用いる場合

ハ 床版に木質断熱複合パネルを使用する場合

ニ 床版に木質接着パネルを使用する場合

ホ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

使用する場合

ヘ 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

十 (略)

第五 壁等

一〇三 (略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル以下(耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合

「と読み替えて計算を行うものとする。

イ 一階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 床ばり又はトラスを用いる場合

ハ 床版に木質断熱複合パネルを使用する場合

ニ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

使用する場合

ホ 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

十 (略)

第五 壁等

一〇三 (略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル)以下としなければならない。

にあつては七十二平方メートル)とすることができるとする。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分(以下この号において「交さ部」という。)には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。)が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下(たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル(当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合には、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下)としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値(当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル)とすることができ。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

(表 略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分(以下この号において「交さ部」という。)には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。)が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下(たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル(当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合には、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下)としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値(当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル)とすることができ。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

(表 略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

十、十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	種類の	本数の	くぎの間隔	

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

十、十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	種類の	本数の	くぎの間隔	

(三)	(二)				(一)												
	その他 の階		下 下 床 版 の 材 組	階 物 の 一	地 階 を 除 く 階 数 が 三	五	五	五	五	五	五						
上 下 と 頭 つ な ぎ	○ C N Z 九	C N 九 〇	○ C N Z 九	C N 九 〇	B N 九 〇	○ C N Z 九	C N 九 〇	B N 六 五	B N 七 五	五 C N Z 六	C N 六 五	B N 九 〇	五 C N Z 七	C N 七 五	○ C N Z 九	C N 九 〇	
							四 本					三 本				二 本	
下 メ ー ト ル 以 下	五 十 セ ン チ	三 十 四 セ ン チ	下 メ ー ト ル 以 下	五 十 セ ン チ	下 メ ー ト ル 以 下	十 七 セ ン チ	二 十 五 セ ン チ										
百 ニ ユ ー	一 箇 所 当 た り 千 六	百 ニ ユ ー ト ン	百 ニ ユ ー ト ン	一 箇 所 当 た り 千 六	一 箇 所 当 た り 千 三 百 ニ ユ ー ト ン								一 箇 所 当 た り 千 二 ユ ー ト ン				

(三)	(二)				(一)								
	その他 の階		下 下 床 版 の 材 組	階 物 の 一	地 階 を 除 く 階 数 が 三	五	五	五	五	五	五		
上 下 と 頭 つ な ぎ	C N 九 〇	B N 九 〇	C N 九 〇	B N 九 〇	C N 九 〇	B N 六 五	B N 七 五	C N 六 五	B N 九 〇	C N 七 五	C N 九 〇		
						四 本						二 本	
下 メ ー ト ル 以 下	五 〇 セ ン チ	三 十 四 セ ン チ	一 ト ル 以 下	五 十 セ ン チ	一 ト ル 以 下	十 七 セ ン チ	二 十 五 セ ン チ						
ト ン	一 箇 所 当 た り 千 六	百 ニ ユ ー ト ン	百 ニ ユ ー ト ン	一 箇 所 当 た り 千 六	一 箇 所 当 た り 千 三 百 ニ ユ ー ト ン							一 箇 所 当 た り 千 二 ユ ー ト ン	

(五)	(四)		
壁の枠組材と筋 かい両端部	たて枠とたて枠 又はまぐさ受け		
五 CN六五 CNZ六	BN七五	五 CN七五 CNZ七	BN九〇
下枠、た て枠及び 上枠 二本			
	下 二十センチ メートル以	下 三十センチ メートル以	三十四セン チメートル 以下
一箇所当 たり二千 二百ニュ ー	一箇所当 たり二千 二百ニュ ー トン	一箇所当 たり二千 二百ニュ ー	トン

(五)	(四)		
壁の枠組材と筋 かい両端部	たて枠とたて枠 又はまぐさ受け		
CN六五	BN七五	CN七五	BN九〇
下枠、た て枠及び 上枠 二本			
	下 二十センチ メートル以	下 三十センチ メートル以	三十四セン チメートル 以下
一箇所当 たり二千 二百ニュ ー トン	一箇所当 たり二千 二百ニュ ー トン	一箇所当 たり二千 二百ニュ ー	

BN六五
下枿、た て枿及び 上枿 三本
ト

十六 (略)

第六 (略)

第七 小屋組等

一 たるき及び天井根太の寸法は、枿組壁工法構造用製材規格に規定する寸法
型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、二二〇、二二二、三〇四若しくは三
〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメー
ル以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ
若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二〇八 (略)

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次
の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の
欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる
力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ
、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめ
られた場合においては、この限りでない。

緊結する部分
緊結の方法
許容せん

BN六五
下枿、た て枿及び 上枿 三本

十六 (略)

第六 (略)

第七 小屋組等

一 たるき及び天井根太の寸法は、枿組壁工法構造用製材規格に規定する寸法
型式二〇四、二〇六、二〇八、二二〇若しくは二二二に適合するもの又は厚
さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、か
つ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊
結に支障がないものとしなければならない。

二〇八 (略)

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次
の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の
欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる
力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ
、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめ
られた場合においては、この限りでない。

緊結する部分
緊結の方法
許容せん

(四)	(三)			(二)		(一)					
たるき 又はト ラスト	たるき、天井根 太又はトラスト 頭つなぎ			たるきとむなぎ		たるきと天井根 太					
屋根の 地材の 外周部 分											
○ CN N Z Z 五	BN 六 五	BN 七 五	五 CN N 六 五	五 CN N 七 五	BN 七 五	五 CN N 七 五	BN 七 五	BN 九 〇	五 CN N 七 五	○ CN N 九 〇	種類 くぎの
	四本		三本	四本	三本	五本	四本	三本			本数 くぎの
下 メー ト ル 以 チ											くぎの間隔
一箇所 たり二 千六百 ニュ ートン	ン ニ ュー ト		一箇所 たり千 百	ト ン	一箇所 たり千 七 百 ニ ュー ト	一箇所 たり二 千 四 百 ニ ュー ト ン					断耐力

(四)	(三)			(二)		(一)					
たるき 又はト ラスト	たるき、天井根 太又はトラスト 頭つなぎ			たるきとむなぎ		たるきと天井根 太					
屋根の 地材の 外周部 分											
CN 五 〇	BN 六 五	BN 七 五	CN 六 五	CN 七 五	BN 七 五	CN 七 五	BN 七 五	BN 九 〇	CN 七 五	CN 九 〇	種類 くぎの
	三本		二本	四本	三本	五本	四本	三本			本数 くぎの
下 メー ト ル 以 チ											くぎの間隔
一箇所 たり二 千六百 ニュ ートン	ン ニ ュー ト		一箇所 たり千 百	ト ン	一箇所 たり千 七 百 ニ ュー ト	一箇所 たり二 千 四 百 ニ ュー ト ン					断耐力

屋根下		屋根下		屋根下	
地材		地材		地材	
その他		その他		その他	
BN五〇	○ CN五〇 CNZ五	BN五〇	BN五〇	BN五〇	BN五〇
—	—	—	—	—	—
下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以
ト	ト	ト	ト	ト	ト
百ニ	百ニ	百ニ	百ニ	百ニ	百ニ
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
ユ	ユ	ユ	ユ	ユ	ユ
ー	ー	ー	ー	ー	ー
ト	ト	ト	ト	ト	ト

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合（この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする。）を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ (略)

ロ 屋根の端部からの距離が九十センチメートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が百八十センチメートル以上であること。

十一〜十二 (略)

第八 防腐措置等

一〜三 (略)

屋根下		屋根下		屋根下	
地材		地材		地材	
その他		その他		その他	
BN五〇	○ CN五〇	BN五〇	BN五〇	BN五〇	BN五〇
—	—	—	—	—	—
下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以	下 メートル以
ト	ト	ト	ト	ト	ト
百ニ	百ニ	百ニ	百ニ	百ニ	百ニ
ユ	ユ	ユ	ユ	ユ	ユ
ー	ー	ー	ー	ー	ー
ト	ト	ト	ト	ト	ト

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合（この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする。）を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ (略)

ロ 屋根の端部からの距離が一メートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一〜十二 (略)

第八 防腐措置等

一〜三 (略)

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びびろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五・六 (略)

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算
令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。

一 令第八十二条各号に定めるところによること。

二 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

三 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以下「風圧力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

四 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以下「地震力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

四・五 (略)

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第三から第七までの規定(第五第一号の規定を除く。)は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以下「風圧力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以下「地震力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

五 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替へるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第十 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替へるものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びびしろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生ずるおそれのない構造であること。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第七号、第五第五号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ 第九第一号及び第二号に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

二 第九第一号及び第二号に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第三号（床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。）及び第七号、第五第五号、第九号、第十一号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

第十一 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十二 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第九に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一及び第三から第七までの規定（第五第一号の規定を除く。）に定める技術的基準を指定する。

第十 耐久性等関係規定の指定

第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

現行告示

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する
安全に必要な技術基準を定める等の件

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する
安全に必要な技術基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分
(当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。
)又はかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)を使用した枠
組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築
物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全に必要な技
術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建
築物等の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第
十に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号
イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外するこ
とができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定し、並びに同令第八十一条第二項
第一号イの規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十二第一号
イに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する
保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令
第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算
が、第十二第一号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第
一ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるもの
と認める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分
(当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。
)又はかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)を使用した枠
組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築
物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全に必要な技
術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づ
き、建築物等の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規
定を第十に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、薄板
軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一号イに適合する場合においては、
当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめるこ
とができるものと認め、及び薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一
号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、限界耐力計算による場合と同
等以上に安全さを確かめることができるものと認める。

第一 階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。

第二 材料

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の(二)項から(五)項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

(表 略)

第三 土台

- 一 (略)
- 二 土台は、次に定めるところにより、基礎に緊結しなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算（建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

第四 床版

第一 階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。ただし、薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）の場合であつて、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

第二 材料

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の(二)項から(五)項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合又は当該枠組材の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

(表 略)

第三 土台

- 一 (略)
- 二 土台は、次に定めるところにより、基礎に緊結しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算（建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

第四 床版

構造耐力上主要な部分である床版は、床材に構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）を使用するものとし、かつ、水平力によつて生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材（最下階の床版にあつては、基礎）に伝えることができる剛性及び耐力をもつた構造としなければならぬ。

第五 壁

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。

二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

イ〜ヘ（略）

三 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。

四（略）

第六 柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによらなければならない。

一〜三（略）

構造耐力上主要な部分である床版は、床材に構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）を使用するものとし、かつ、水平力によつて生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材（最下階の床版にあつては、基礎）に伝えることができる剛性及び耐力をもつた構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

第五 壁

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

イ〜ヘ（略）

三 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。ただし、第十一第一号イに規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

四（略）

第六 柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによらなければならない。

一〜三（略）

四 二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を次に定めるところにより緊結すること。ただし、当該接合部分の実況に応じた加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ〜ハ (略)

第七 小屋組等

一 構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。

二 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。

三 トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量形鋼とすることができる。

四 (略)

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

四 二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を次に定めるところにより緊結すること。ただし、第十一第一号イに定める構造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方又は繰り返し加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ〜ハ (略)

第七 小屋組等

一 構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

三 トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量形鋼とすることができる。

四 (略)

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

六・七 (略)

第八 接合

構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによらなければならない。

一 ドリリングタツピンねじ又はスクリューくぎ（以下「ドリリングタツピンねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによつて部材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。ただし、当該接合部分の実況に応じた加力実験によつて次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ〜ニ (略)

二・三 (略)

第九 (略)

第十 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第九に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一（薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）に限る。）、第二第一号、第四、第五（第四号の規定を除く。）、第六第四号、第七第一号、第二号及

六・七 (略)

第八 接合

構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによらなければならない。

一 ドリリングタツピンねじ又はスクリューくぎ（以下「ドリリングタツピンねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによつて部材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。ただし、第十一第一号イに定める構造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方又は繰り返し加力実験によつて次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

イ〜ニ (略)

二・三 (略)

第九 (略)

第十 耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第九の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第五号、第八第一号に定める技術的基準を指定する。

第十二 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合には、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ 令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算

ロ 令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算

二〇五 (略)

第十一 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合には、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ 令第八十二条に規定する許容応力度等計算

ロ 令第八十二条の六に規定する限界耐力計算

二〇五 (略)

改正案

現行告示

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に、同条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十にそれぞれ指定する。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

第一 床版及び屋根版

アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、木造、鉄骨造その他の構造の建築物のうち、一部に設けた床面積三十平方メートル以下のアルミニウム合金造の建築物の構造部分であつて、当該構造部分以外の部分の自重及び積載荷重を負担しない架構とした構造方法とした場合は、この限りでない。

第一 適用の範囲

アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。

- 一 木造、鉄骨造その他の構造の建築物のうち、一部に設けた床面積三十平方メートル以下のアルミニウム合金造の建築物の構造部分であつて、当該構造部分以外の部分の自重及び積載荷重を負担しない架構とした構造方法
- 二 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条に規定する許容応力度等計算又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができ

第二 材料

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。

第三 (略)

第四 柱の脚部

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

- 一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二 条第一号から第三号までに規定する構造計算によつて安全性が確かめられた場合には、適用しない。

二・三 (略)

第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

るものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によつて安全性が確かめられた構造方法

第二 材料

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。

ただし、厚さについては、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

第三 (略)

第四 柱の脚部

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によつて安全性が確かめられた場合又は滑節構造である場合においては、この限りでない。

- 一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造 計算によつて安全性が確かめられた場合には、適用しない。

二・三 (略)

第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によつて加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。）溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつて高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

第六 斜材、壁等の配置

軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合いよく配置しなければならない。

第七・第八 (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七及び第八に定める安全に必要な技術的基準を指定する。

第十 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することがで

一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によつて加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた許容応力度等計算によつて安全性が確かめられた建築物 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつて高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

第六 斜材、壁等の配置

軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。）によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合いよく配置しなければならない。

第七・第八 (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

第七及び第八の規定で定める安全に必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

きる技術的基準として、第一並びに第二のうち厚さ及び第四並びに第六に定める技術的基準を指定する。

改正案

現行告示

丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件

丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。))を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。))を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

第一(第八) (略)

第一(第八) (略)

第九 耐久性等関係規定の指定

第九 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第二号及び第八に定める安全に必要な技術的基準を指定する。

第二第二号及び第八の規定で定める安全に必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

現行告示

構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス（トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材（以下「主部材」という。）又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材（以下「ロッド等」という。）を相互に連結し構成されたトラスをいう。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することのできる技術的基準を第五にそれぞれ指定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス（トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材（以下「主部材」という。）又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材（以下「ロッド等」という。）を相互に連結し構成されたトラスをいう。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

第一 適用の範囲

構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。

第一 適用の範囲

構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いた建築物について、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。）又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土

一 (略)

二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材（トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分）をいう。以下同じ。）との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によつて接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合法によらなければならない。

イ (略)

ロ 次に定めるところによる嵌合

(1)・(2) (略)

(3) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて接合部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとする。

三 (略)

2 前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステムトラスは、次に定めるところによらなければならない。

交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によつて安全性が確かめられた場合においては、第一号イ、二及びへ並びに第二号の規定を除き、適用しない。

一 (略)

二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材（トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分）をいう。以下同じ。）との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によつて接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合法によらなければならない。

イ (略)

ロ 次に定めるところによる嵌合

(1)・(2) (略)

(3) 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて接合部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとする。

三 (略)

2 前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステムトラスは、次に定めるところによらなければならない。ただし、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場合は、次の各号の規定は適用しない。

3 第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分(屋根版を除く。)に用いるシステムトラスは、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて安全性が確かめられた構造方法としなければならない。

第二 接合

構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)との接合は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一 ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に接合し、かつ、接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ (略)

ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。

(1) (6) (略)

二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合すること。ただし、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合することができる。

3 第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分(屋根版を除く。)に用いるシステムトラスは、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた構造方法としなければならない。

第二 接合

構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)との接合は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一 ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に接合し、かつ、接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ (略)

ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。)によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

(1) (6) (略)

二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合すること。ただし、許容応力度等計算等によつて安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接接合することができる。

三 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができ、さる技術的基準として、第一項(第一号イ、ニ及びハ並びに第二号を除く。)及び第二項並びに第二第一号イ(令第六十八条(アルミニウム合金材と接合する場合)において、平成十四年国土交通省告示第四百十号第五第二項第一号)の規定の適用に係る部分に限る。)及びロに定める技術的基準を指定する。

三 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

現行告示

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全に必要な技術的基準を定める件

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全に必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方
法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十
六条第一項の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造
部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十
に、同条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保
有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技
術的基準を第十一にそれぞれ指定する。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方
法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十
六条第二項第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物
の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定
を第十に指定する。

第一(第六) (略)

第一(第六) (略)

第七 柱の構造

第七 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下とし
なければならない。

構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下とし
なければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第
八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。)若しくは令第八十一条
第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による
場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限
る。)以下「許容応力度等計算等」という。)によって安全性が確かめられ
た場合は、この限りでない。

2 コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断

2 コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断

面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

第八 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。

第九 (略)

第十 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第七第一項及び第二項（鋼管の実況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した構造計算によって安全性が確かめられた場合に限る。）並びに第八に定める技術的基準を指定する。

面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管の実況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3・4 (略)

第八 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、許容応力等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

第九 (略)

第十 耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

改正案

現行告示

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物(以下「特定畜舎等建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第三項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合には、当該構造計算は、同条第三項に規定する令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物(以下「特定畜舎等建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合には、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものと定める。

第一・第二 (略)

第一・第二 (略)

第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算

第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

改正案

現行告示

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必

要な技術的基準を定める等の件

要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項第一号の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで(第四項第二号を除く。)に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで(第四項第三号を除く。)に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第二号に規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一 適用の範囲等

第一 適用の範囲等

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。

- 一 骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を常時負担する

- 一 骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当該膜材料を一体とし、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担すること

ことのできる平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

二 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。

2) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に於いてそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。

イ 建築物の高さは、十三メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料及び当該膜材料と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第二項若しくは第五項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合にあつては、この限りでない。

(1) 膜面のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材（以下「骨組等」という。）で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この

のできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

イ 建築物の高さは、十三メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料及び当該膜材料と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、次に定める構造方法とした場合にあつては、この限りでない。

(1) 膜面のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材（以下「骨組等」という。）で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この

場合において、周囲の骨組等が膜材料に生ずる力を直接負担する構造とすること。

(2) 膜面における支点間距離（骨組等又は構造用ケーブルと膜材料との定着部又は接触部（荷重及び外力に応じて膜材料を支持するものに限る。）の相互間の距離をいう。以下同じ。）は、四メートル以下とすること。

(3) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋根面とすること。

ハ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面を使用する膜材料は、鉄骨造その他の構造の骨組に二メートル（建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、一メートル）以下の間隔で定着させること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ニ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する鉄骨造その他の構造の骨組は、令第三章第三節から第七節の二までの規定に適合すること。

ホ 膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分にあつては、次に定めるところによること。

(1) 可動式膜面の部分の直下にある土台に用いる鋼材は、日本工業規格（以下「JIS」という。）E1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）—1100—若しくはJIS E1103（軽レール）—1199又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。

(2) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の脚部の可動部分（当

場合において、周囲の骨組等が膜材料に生ずる力を直接負担する構造とすること。

(2) 膜面における支点間距離（骨組等又は構造用ケーブルと膜材料との定着部又は接触部（荷重及び外力に応じて膜材料を支持するものに限る。）の相互間の距離をいう。以下同じ。）は、四メートル以下とすること。

(3) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋根面とすること。

ハ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面を使用する膜材料は、鉄骨造その他の構造の骨組に二メートル（建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、一メートル）以下の間隔で定着させること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ニ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する鉄骨造その他の構造の骨組は、令第三章第三節から第七節の二までの規定に適合すること。

該鉛直部材の脚部をけた行方向に移動させるための車輪及びこれを支持する部分をいう。ハは、荷重及び外力によって生ずる力を構造耐力上有効に当該鉛直部材の脚部の直下にある土台に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造とすること。

(3) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の浮き上がり及び当該鉛直部材の脚部の可動部分の脱輪を防止するために必要な措置を講じ、かつ、端部における鉛直部材の脚部の可動部分を固定するための装置を設けること。

二 サスペンション膜構造 次のイ及びロに定めるところによること。

- イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、仮設建築物であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合にあつては、この限りでない。
- ロ 第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

第二 膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であつても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩擦防止のための措置を施した場合にあつては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

二 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。

- イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。
- ロ 第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

第二 膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であつても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩擦防止のための措置を施した場合にあつては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 きず、はがれ、摩損その他の耐力上の欠点のないものとする。
- 二 膜材料は次の表の基布（繊維糸を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材（基布の摩損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとする。ただし、仮設建築物にあつては、この限りでない。

基布に使用する繊維糸 JIS R三四一三（ガラス糸） 一 一九九九に適合する単繊維 （繊維径三・三〇マイクロメー トルから四・〇五マイクロメー トルまでの三（B）に限る。） を使用したガラス繊維糸	(一)	コーティング材 (略)	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂	(二)	(略)
--	-----	----------------	------------------	-----	-----

2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 膜材料は次の表の基布（繊維糸を使用した織布又は網目状織物をいう。以下同じ。）に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材（基布の摩損防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同じ。）を塗布し又は張り合わせたものとする。ただし、建築基準法第八十五条第二項又は第四項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）にあつては、この限りでない。

基布に使用する繊維糸 日本工業規格（以下「JIS」という。） R三四一三（ガラス糸） 一 一九九九に適合する単繊維 （繊維径三・三〇マイクロメー トルから四・〇五マイクロメー トルまでの三（B）に限る。） を使用したガラス繊維糸	(一)	コーティング材 (略)	塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂	(二)	(略)
---	-----	----------------	------------------	-----	-----

<p>(三)</p> <p>ポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系、ポリビニルアルコール系又はオレフィン系樹脂の合成繊維系（ケナフ植物繊維と混織されるものを含む）</p>	<p>、ふつ素系樹脂（四ふつ化エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂及び四ふつ化エチレン―六ふつ化プロピレン共重合樹脂を除く。）、クロロプレンゴム、クロロスルホン化ポリエチレンゴム又はオレフィン系樹脂</p>
--	--

三・四 (略)

五 織糸密度は、一樣であること。

六〇十一 (略)

十二 構造耐力上主要な部分で屋外に面するものについては、紫外線、降雨等による変質若しくは繰返し荷重等による摩損を生じにくい膜材料とすること。

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一・二 (略)

三 構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用その他の構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること。

四 (略)

4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方法と同等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合において、こ

<p>(三)</p> <p>ポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系又はポリビニルアルコール系の合成繊維系</p>	<p>、ふつ素系樹脂（四ふつ化エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂及び四ふつ化エチレン―六ふつ化プロピレン共重合樹脂を除く。）、クロロプレンゴム又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム</p>
---	---

二・三 (略)

四 織糸密度は、一樣であること。

五〇十一 (略)

十一 構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜材料又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜材料とすること。

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一・二 (略)

三 構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用その他の有効な構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること。

四 (略)

4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合と同等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、こ

ては、この限りでない。

一 次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合方法

イ 縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。）次に定めるところによること。

(1)～(4) (略)

(5) 縫製部には、有効な縫い糸の劣化防止及び防水のための措置を施すこと。ただし、仮設建築物にあつては、この限りでない。

ロ～ニ (略)

二 次に定める合成繊維ロープを用いた接合方法

イ 端部を二重にすることその他膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ～ニ (略)

三 次に定める金物を用いたボルトによる接合方法

イ・ロ (略)

ハ 端部を二重にすることその他膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ニ・ホ (略)

四 次に定める構造用ケーブルを用いた接合方法

イ 端部を二重にすることその他膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ (略)

ハ 膜材料を折り返して当該膜材料の端部と当該端部と重なる部分を第一号に定める接合方法により接合し、膜材料の端部に構造用ケーブルを通すことのできる袋を設けること。

ニ (略)

の限りでない。

一 次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合

イ 縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。）次に定めるところによること。

(1)～(4) (略)

(5) 縫製部には、有効な縫い糸の劣化防止及び防水のための措置を施すこと。ただし、仮設建築物にあつては、この限りでない。

ロ～ニ (略)

二 次に定める合成繊維ロープを用いた接合

イ 有効な膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ～ニ (略)

三 次に定める金物を用いたボルトによる接合

イ・ロ (略)

ハ 有効な膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ニ・ホ (略)

四 次に定める構造用ケーブルを用いた接合

イ 有効な膜材料の摩擦防止のための措置を講ずること。

ロ (略)

ハ 膜材料を折り返して当該膜材料の端部と当該端部と重なる部分を第一号に定める接合により接合し、膜材料の端部に構造用ケーブルを通すことのできる袋を設けること。

ニ (略)

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料を骨組又は構造用ケールに定着させる場合においては、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

6 (略)

7 構造耐力上主要な部分に用いる膜面が雨水、滑雪、融雪水その他の滞留により膜面の變形が進行することのないようにしなければならない。

8 (略)

第三 膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

2 膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 合成繊維系による基布とした膜材料以外の膜材料を使用する場合にあつては、第五第一項第二号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第二号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料を骨組又は構造用ケールに定着させる場合においては、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれがないものとする。

6 (略)

7 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に雨水、滑雪、融雪水等の滞留が生じないようにしなければならない。

8 (略)

第三 膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれがないものとする。

2 膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 第五第一項第二号に定める構造計算（暴風時に限る。更に、令第八十二条第二号の表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって生ずる力とする。）を行い接触部分の三分の二以

一に相当する風圧力によつて生ずる力とする。)を行い接触部分の三分の二以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、仮設建築物にあつては、この限りでない。

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表並びに第二第一項第三号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五 保有水平耐力計算又は許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで(第四項第二号を除く。)に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで(第四項第三号を除く。)に定める。

一〜四 (略)

2・3 (略)

4 前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、この限りでない。

一 地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、合成繊維系による基布とした膜材料を使用する場合にあつては、この限りでない。

第四 耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第二項第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで並びに第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第五 構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従つた構造計算とする。

一〜四 (略)

2・3 (略)

4 令第八十二条の二に規定する特定建築物については、前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、この限りでない。

一 特定建築物の地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

二 高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の六第二号の規定を準用する。

三 高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については、令第八十二条の三の規定を準用する。この場合において、令第八十二条の三の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替えるものとする。

5 令第八十二条の四の規定によること。

第六〇第八 (略)

二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の三の規定を準用する。

三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については、令第八十二条の四の規定を準用する。この場合において、令第八十二条の四の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替えるものとする。

5 令第八十二条の五の規定によること。

第六〇第八 (略)

改正案

現行告示

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物(以下「テント倉庫建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を第五に定め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計算が、第六に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物(以下「テント倉庫建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を第五に定め、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計算が、第六に適合する場合には、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものと定める。

第一 (略)

第一 (略)

第二 膜面の構造

第二 膜面の構造

1~4 (略)

1~4 (略)

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。

一 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合方法によること。

一 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合によること。

二 (略)

6・7 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項(第一号を除く。)、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号ハ及びニ並びに第三第二項第一号及び第三号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第六 テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次に定める。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

二 (略)

6・7 (略)

第三 (略)

第四 耐久性等関係規定の指定

第二第一項、第二項(第一号を除く。)、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号ハ及びニ並びに第三第二項第一号及び第三号の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第六 テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

改正案

現行告示

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全に必要な技術的基準を定める件

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全に必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造(組積ユニット(コンクリートブロック又はセラミックメソソリユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。))を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分(以下「鉄筋コンクリート組積造の建築物等」という。)の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に、同令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号に掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十三にそれぞれ指定し、同令第八十一条第二項第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場合には、当該構造計算は、同令第二十一項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることがで

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造(組積ユニット(コンクリートブロック又はセラミックメソソリユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。))を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に指定する。

きるものと認める。

第一〇第十 (略)

第十一 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

イ 令第八十二条各号に定めるところによること。

ロ 令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあつては二千分の一以内であり、かつ、その他の階にあつては二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

ハ 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。

ニ 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

(式 略)

二 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定は適用しない。

三 第一号イ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の三第一号の規定によつて計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造

第一〇第十 (略)

第十一 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

イ 令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあつては二千分の一以内であり、かつ、その他の階

にあつては二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

ロ 令第八十二条の三各号に定めるところによること。

ハ 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

(式 略)

二 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定は適用しない。

三 第一号イに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分に

部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と、第十第三号中「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用する。

四 令第八十二条の四に定めるところによること。

第十二 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四（第二号イ及び同号ニからへまで並びに第三号（第二号へを準用する部分に限る。）を除く。）、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十三 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十一第一号イ及びロ、第二号並びに第四号に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第二第三号、第八第一号及び第九第一号並びに第十第三号ロに定める技術的基準を指定する。

については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。

四 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第二第三号及び第九第一号の規定は適用しない。

五 令第八十二条の四第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられたものについては、第十第三号ニ中「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用するものとする。

六 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第八第一号及び第十第三号ロの規定は適用しない。

第十二 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四（第二号イ及び同号ニからへまで並びに第三号（第二号へを準用する部分に限る。）を除く。）、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。